

## L 自由主義思想の射程

世話人：森岡邦泰（大阪商業大学）

司会：中澤信彦（関西大学）

報告者：有江大介（横浜国立大学名誉教授）、森岡邦泰

リプライ：門亜樹子（京都大学経済学研究科ジュニアリサーチャー）

本セッションでは、バルベラック『道徳哲学史』（門亜樹子訳、京都大学学術出版会、2017年）の合評会を行った。これはプーフェンドルフの『自然法と万民法』に、その仏訳者バルベラックがつけた序文を翻訳したものである。15名ほどの参加を見た。

森岡報告においては、次の質問をした。

プーフェンドルフの著作は、「道徳、法学、政治学」を論じた本である。しかるにそれにつけた序文（本書）は、まさしく道徳哲学史であって、主題の上でかなりギャップがあるように思われる。

バルベラックはユグノーの出身だが、本書ではカトリック、プロテスタント双方に批判的である。バルベラックの宗教的立場はどのようなものなのか。

有江報告の本書へのコメントは以下の3点に要約される。

第一に、プーフェンドルフ『自然法と万民法』の読者は、この著作『道徳哲学史序説』を読むことで、これを福音道徳の書とみなすことができるのかという点である。「できる」とみなすバルベラックの目論見に賛同している訳者の「解説」とは異なり、評者の結論は「できない」というものである。グロティウスやホッブズ以降の自然法とは、神の全体的存在に基礎づけられた古代的・中世的自然法とは全く異なり、世俗化した理性法として把握されたものである。だからエピクロスやピエール・ベールなどを評価しているのであった、これだけでも福音道徳と整合するはずもない。

第二に、当時の社会状況・思想状況の中で、カトリック教会やプロテスタント側とのバルベラックの関係はどうだったのか。評者はそのどちらの神学的基盤からもバルベラックは受容されがたかったのではないかと判断する。訳者自身が紹介するように、『自然法と万民法』はカトリック側、プロテスタント側双方から発禁処分を受けた実績がある。また、エピクロスの肯定的紹介など双方の聖職者が読んだら眼を剥くような内容を含む『道徳哲学史序説』は、フランス国内での出版が無理だったからこそ、当時よくあるようにアムステルダムでの出版となったのではないか。

第三に、訳者が特に挙げているスコットランド啓蒙におけるプーフェンドルフのフランスやドイツよりも早い需要の意味するものは何か、という点である。「自然法の目的はもっぱら現世の範囲にとどまり、人間はいかにして社会生活を営むべきか教える」という『自然法と万民法』の要約版でスコットランドの大学で教科書として使われたプーフェンドルフの『義務論』序文の主張は、そのまま、グロティウスを含めた大陸自然法が「スコット

ランド啓蒙の社会理論の母体となった」(D.フォーブス)につながるのではないか。福音道徳との一致を記者は肯定的に見ることによって、スミスが節制、正義、信仰心のいわゆる三義務論を当然にも採用しなかったことに記者は明確な評価を与えられないでいる。

翻訳について、*moeurs* を「道徳」、*science* を「科学」とするなど複数の評者から異論の指摘があるほか、フランス語訳からの翻訳と言いながら全体として英訳に引きずられた感の強い側面など、改善の余地を多く残していると思われる。

森岡報告に対する記者からの回答は、以下の通りである。

1. 『道徳哲学史』は、『自然法と万民法』の主題である(道徳・法学・政治学等を含む)広義のモラル・サイエンスの歴史的展開について、特定類型の学者たちに対する批判的観点から論じた書であり、両著作の間に主題のずれはない。

2. バルベラックのキリスト教的人間像は、人間本性の腐敗を強調する伝統的なキリスト教的人間像とは対照的な「使用と誤用が区別可能な理性的被造物」であり、彼の「啓発された自己愛」概念、理性への信頼は、上記の人間像を前提としている。

有江報告に対する回答は、以下の通りである。

1. 理性と啓示の一致に基づくバルベラックの「福音道徳」は、キリスト教の正統的立場からは異端視しうる。彼の思想には啓蒙主義的傾向が見られるものの、それはあくまでもキリスト教三義務論を根拠としていた。

2. バルベラックの教父批判は、カトリックから迫害を受けた自身の経験の影響が大きい。バルベラックは、亡命先であるベルリンのカルヴァン派教会から「ソツィーニ主義者」と誹謗され、彼の著作の出版地がアムステルダムであったのは不思議ではない。

3. バルベラック訳を介して、スコットランドに入った三義務論を中心とする自然法学が、大学の穏健派知識人集団の主流派による啓蒙(牧師啓蒙)によって展開され、その一方にキリスト教思想を土台としないヒュームやスミスがいた。*science des mœurs* について、『道徳哲学史』冒頭で「道徳科学や道徳」という名称で一般に呼ばれているものだけでなく、「自然法と政治学」を指すと定義され、スコットランド道徳哲学との親和性が見いだせる。

フロアとの質疑応答は、以下の通りである。

1. バルベラックと無神論の系譜(ホッブズ、ヒューム等)の関係を問う質問に対し、人間精神の諸機能が「神からの賜物」とあるというバルベラックの見解から、彼の思想は無神論ではないと回答した。

2. スコットランドにおける自然法学の受容に関して、グロティウス継受の重要性を看過すべきではないという指摘があった。また、ライプニッツのプーフェンドルフ批判に対し、バルベラックが書簡でライプニッツに反論している点については、討論者が当該書簡を未読のため十分な回答ができなかった。

3. 近年の欧米の啓蒙研究におけるキリスト教思想を重視する傾向についてどう思うかという質問に対し、「啓発された自己愛」に示された彼の思想は、ピエール・ニコルと比較した上でむしろ「世俗的」といえると回答した。

4. バルベラックの「啓発された自己愛」とマンデヴィルの自己愛の類似性の指摘に対し、討論者は肯定的な回答を行ったが、この点については両者のキリスト教的立場を検討する必要があり、保留（または撤回）したい。